

一般社団法人日本カバディ協会 アスリート委員会規程

(総則)

第1条 本規定は、一般社団法人日本カバディ協会（以下「本協会」という。）におけるアスリート委員会（以下「委員会」という。）について定める。

2 委員会は、本協会定款33条に基づく専門委員会とし、委員会の組織、活動方法等は、この規程の定めるところによる。

(委員会の目的)

第2条 委員会は、カバディ競技に関連するあらゆる事案について、本協会に登録するアスリートの意見を取りまとめ、本協会の意思決定に反映するとともに、アスリートの育成並びにカバディ競技の普及発展に寄与することを目的とする。

(協議事項)

第3条 委員会は、理事会の諮問に応じ、又は委員の発案により次の各事項について協議し、アスリートを代表する意見を形成し、理事会に答申又は報告する。

- (1) アンチ・ドーピングの教育や啓発に関する事
- (2) 競技・強化環境の改善や整備に関する事
- (3) 初心者やジュニアのサポート環境の整備・改善に関する事
- (4) 選手の社会貢献や国際貢献・交流、地位向上に資する事
- (5) 選手のコンプライアンス啓発に関する事
- (6) カバディ競技の社会的役割や価値の向上に寄与する事
- (7) 協会主催事業に協力しカバディ競技の普及発展に寄与する事
- (8) JOCアスリート委員会との協力・連携に関する事
- (9) その他選手に関する事

(構成)

第4条 委員会の構成は、次のとおりとする。

- (1) 委員長 1名
 - (2) 副委員長 必要に応じて1名～2名
 - (3) 委員 若干名
- 2 委員長は、理事の中から理事会の承認を得て、代表理事が委嘱する。
 - 3 副委員長及び委員は、理事会の承認を得て、代表理事が委嘱する。
 - 4 委員会の構成メンバーには、現役アスリート男女各1名以上を置くものとする。

(委員の資格)

第5条 現役アスリートは、年齢が16才以上で、かつ、本協会の登録競技者のうち本協会主催競技会及び国際レベルの競技会に過去4年以内に出場した選手とする。

- 2 委員会の委員は、競技キャリアの中で、ドーピング違反による制裁を受けたことがない者でなければならない。

(任期)

第6条 委員長、副委員長及び委員の任期は2年とする。但し、再任を妨げない。

- 2 委員長、副委員長又は委員が、補欠又は増員により選任された場合の任期は、前任者又は現任者の在任期間とする。
- 3 委員長、副委員長及び委員は、任期が満了しても、後任者が選任されるまでは、その職務を行う。

(委員会の開催)

第7条 委員会は、年1回以上開催するものとし、委員長がこれを招集する。

- 2 委員は、必要に応じいつでも委員会の開催を求めることができる。
- 3 理事及び事務局長は、会議に出席し意見を述べることができる。

(議長)

第8条 委員会の議長は、委員長とする。委員長が何らかの理由で委員会に出席できないときは、副委員長が議長となる。

(決議)

第9条 委員会の決議は、委員の過半数（委任状による出席を含む）が出席し、その過半数をもって行う。但し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

(事務局)

第10条 委員会の事務は、本協会の事務局が行う。

(改廃)

第11条 この規程の改廃は、理事会の決議による。

附 則

この規程は、2021年4月24日から施行する。